資 料 3

令和2年10月1日教育振興部学務課

中学校就学相談における書類審査の導入について(案)

区では、特別な支援を必要とする児童の就学先を決定するまでに、就学面談および就学相談会を行っている。

就学相談件数は年々増加傾向(5年前と比べて概ね 1.7 倍)にあり、また今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も考えられることから、中学校就学相談の一部ケースについて、書類審査を導入し、入学先の早期決定を目指す。

記

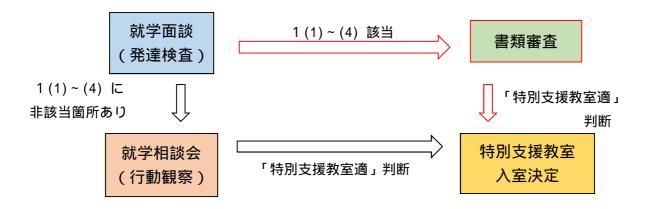
- 1 書類審査の対象(案)
- (1)小学校6学年時点で特別支援教室を利用しており、保護者および児童が 中学校でも継続利用を希望している。
- (2)在籍小学校が、特別支援教室の継続利用が必要と認めている。
- (3)知的発達の遅れがない。
- (4) 不登校の状態にない。
- 2 実施方法(案)

1(1)~(4)すべてに該当する児童は、教育委員会事務局が書類審査により「特別支援教室適」を判断する。

3 現在の就学相談の流れ



4 書類審査を導入した場合の就学相談の流れ



- 5 書類審査における判断資料(案)
- (1) 就学支援ファイル一式(児童について保護者からの情報提供資料)
- (2)特別支援教室利用希望書(保護者・児童記入)
- (3)児童実態把握票および指導経過記録(在籍校記入)
- (4)発達検査結果
- 6 書類審査導入のメリット
- (1)就学相談における保護者・児童等の負担を軽減し、入学先の早期決 定を促進する。
- (2) 就学相談会における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する。
- 7 書類審査導入のデメリット
- (1)就学相談委員が児童の様子を観察できない。
- (2)児童により就学相談の流れが変わる。
- 8 書類審査の開始時期(案)

来年9月から